社会事象としての多数決について

田 義 祐

池

かに、 1941. pp. 24 ff.) 近代民主主義政治制度を支える基本原則であると確信されている。それは、いわゆる〝議会制民主主義〟の理 義の必然的基礎である(新明正道「多数決主義」新明正道編・「社会学辞典」四〇二頁) とされ、多数決の原理は、 現象として民主主義政治の基礎形式であり(十亀昭雄「多数決の原理」福武直その他編・「社会学辞典」五九九頁)、 配の原理 問題を論じてその概念の多義性を指摘したW・ケンドル (W. Kendall, John Locke and the Doctrine of Majority Rule や諸集団の集団意志決定に際してもはや自明的ともいうべき一般的形式として広く用いられている。 言ではないようである。純粋な政治の領域内にかぎらず、それはまた現代社会におけるほとんどあらゆる社会的決定 らびに現実的基盤として重要視され、 多数決 (Majority Rule, Mehrheitsentscheidung, Principe majoritaire) と呼ばれる一の社会事象は、 より一般的にいかなる社会集団であれ、とにかく集団一般の次元における集団決定(group decision making) (doctrine of majority-rule) およびその現実形態である政治現象としての多数支配 (majority-rule) のほ が、多数決の意味には、国家権力の根拠づけとしての、すなわち政治的・法的な意味における多数支 民主主義を標榜する現代政治家達によって金科玉条視されているといっても過 かつて多数決の 通常、 一論的な 議会主 一般に

のルールである多数決原理

1学研究 第五百号

(majority principle) それ自体が含まれていると述べているのは、

このことをさしている

が、 る論理や真正多数と表見多数 招来することになりはしないか。 れぬ非民主的な暴力の連鎖反応を介して形式合理的な多数決主義の横行による実質合理的な真の多数決原理の否定を 論において多数決をとりあげた問題意識もこのような時機観から発している。この点についての詳細な論述はさける 0 の各方面よりする根本的省察が必要であるような時機に到達していると考えられる。 普遍妥当性に対してややもすれば疑問を呈せざるをえないようなものも少なからず見受けられるに至り、 である。 例えば多数党の横暴に対する少数党の物理的反抗といった相互作用の悪循環的反覆は、 かるに近時のわが国の議会や世論、 (擬制多数)との関係をめぐる議論などは、 あるいはまた、 社会運動などに見られる事態のなかには、 議会内の多数 (政治)と議会外の多数 すべてかかる論理や議論の生じてくる社会 右に述べたような多数決の自明性 筆者が社会学の見地から本小 (世論) かかる何時はてるとも知 との不一 致を主張す

(註) 現代社会における多数決原理の問題性については日本法哲学会編の「多数決原理」 (同書・五一頁―五二頁) 年四月有斐閣刊) などは、 多教決原理を自明の公理とし暗黙の前提としている議会民主制そのもののもつ問題性を簡潔に指摘して に詳しい。 例えば、 同書の第二論文、 和田英夫教授の「公法における多数決原理」 (一九六一年度の法哲学年報 の ルまえが 昭 和三 現象の存在と、

かかる現象の根底に横たわる、

より根本的な多数決の問題をわれわれに提示しているのである。

深い次元における社会事象としての多数決について、これを正面から究明せんとした試みは意外に少ないもののよう 専門分野からするすぐれた研究は決して少なくないし、 現実の法現象あるいは政治現象としての多数決に関するかぎり、またはそれらの制度論に関するかぎり、 多数決や多数決原理についての従来の研究の多くのものは法学者、 またそれはそれとして十分価値あるものであるが、 政治学者、 法哲学者などの手になるものであり、 それぞれ より一層

これをさらにつきつめていくと、結局社会と個人との関係の根本に触れる難問題に逢着せざるをえないのである。 に思われる。 の経過は次に述べるところからおのずから明らかとなるであろう。 ところで社会事象としての多数決は、 先ずはじめには多数 少数の支配 ・服従関係として把捉されるが、

らんとした数少ない社会学者の一人である。 して筆者がこの小論でとりあげるG・ジンメルは、多数決の問題をこの次元にまでほりさげて、事象の本質に鋭く迫 社会と個人との関係は、 もとより社会学にとって最も重要な根本問題である。いわば古くて新しい問題である。

1944, p. 181) では及んでいるが、社会と個人との本質的な関係にまでは立ち入っていない。(H. P. Fairchild, ed., Dictionary of Sociology. 例えば日 ・P・フェアチャイルド (H. P. Fairchild) の多数決についての論議は、 多数者の小数者に対する支配関係にま

バー (R. M. MacIver) をあげることができる。 H・P・フェアチャイルドより、さらに一歩深くつきすすんで多数決の問題を社会学的に追究した社会学者としてマッキ

agreement)の四種の基本類型のうちの一種としている。彼の四種の基本類型は、 見いだされるのではなくして、 のままで残存するのである。 間の頭数の形で、あるいは抽象的な投票数の形で、その他いかなる単位でなされようとも、 り進歩した型であるが、統合型には及ばない、いわば次善のものであるとして次の如き図式を提唱している。 そして彼によれば〃多数決の場合は、 彼は多教決 (enumeration)・統合 (integration) にそれぞれよる集団一致の形式であるが、多数決型は権威型や妥協型に比してよ (enumeration or determination by majority) かかる形態の集団一致に必要な基礎は、 集団の成員が投票の結果に忠実に従うという積極的な意志の中に横たわっている√ いかなる意味での合意、形式的な合意さえも得られず、 を社会の集団的統一 投票によって決定される特殊な争点自体のレベルの上に 権威 (authority)・妥協 性の観点からとり上げ、 成員間に存する差異は頑強な対立 多数による決定が具体的な人 集団 (compromise) • **一** 致 のである。 (group

社会事象としての多数決について

Types of Group Agreement

Expressed in the process and conserved in the result	Real unanimity	Conclusive discussion	Integration
Registered in the process but not in the result	Majority determination	Inconclusive discussion	Enumeration
Registered in the result but not reconciled	Formal unanimity	Give and take	Compromise
Suppressed or held in abeyance	Formal unanimity	Acquiescence and assent	Authority
Treatment of Differences	Nature of Decision	Process	Basis

analysis, 1952. pp. 226—229) 学的な集団決定の方法として統合を論じてはいないのでれる。(R. M. MacIver & C. H. Page, Society, an introductory ればこの統合の概念は、 服しうる可能態として提起しているのである。 ない。そして彼は最後に集団成員間の完全な一致によってもたらされる統合(Integration)を、権威や妥協や多数の難点を京 あるにしても、 このような多数決によってもたらされる集団一致は、たとえその前提として多数そのものに対する集団全員の積極的な承認が 後者であるが、 集団生活の現実とは結びつかない理想的観念的な概念の域を出ないものとされている。社会学的に問題となるのは従って これについても彼はここで甚だ抽象的で理想的な構想しか提示しておらず、 成員間 (多数対少数)に存する差異に基づく対立が解消しないかぎり、集団内の完全な調和・一致の表現では 倫理的・理想的なものと見なすことも、また社会心理学的な過程と見なすこともできるが、前者は直 しからばこの「統合」は、いかにして「多数決」の難点を克服するのか。 現実に多数決の難点を克服する科 彼によ

であるような集団の状況を抽象的に述べている程度にとどまり、 *真の合意* (real unanimity, real consensus) 要するにマッキィバーの考えによれば、 多数決の難点は(権威と妥協との他の二つの集団決定の型をも含めて)、 の形で現実に解決されるかの如くであるが、事実はただかかる統合が可能 かかる集団の状況が具体的にどうあるのか、又いかにしてそ 統合に t

ことを物語っているようである。 社会とが調和せしめられていくかについての立ち入った分析は何らなされていないのである。 のような状況 /多数決に関する論考自体がジンメルほど深くそれを社会と個人の根元的な問題にまでさかのぼって原理的に究明していな に到達できるのであるか、 またさらにかかる集団状況の下で多数決の難点がどのように解決され、個人と集団 このことは逆説的に云えば、 彼

性格を有しているということである。成員である個人が、つまり社会又は集団の構成単位である個人が、 げられているのである。けれどもジンメルは多数決を単に集団支配の一特殊形態として、つまり支配社会学 1922. "Exkurs über die Überstimmung". SS. 142—147) そもそもこの附論は、彼の三種の支配類型のうちの第二の集 調整し、 抗争・緊張の契機をはらんでいるということである。このような社会と個人との永遠に充たすことのできない間隙を 異質な独自の個性・人格を有しており、それ故に彼等の間にはいかなる場合にも完全な一致は求められず、常に対立 自身完結的・閉鎖的・自立的な統一体としての個人であるという二重の、永久に交わることのない平行線にも比すべき 存続を不確実不安定ならしめるものは、社会あるいは集団を構成している成員が構成員であると同時にまた他方それ 配関係理論) 団支配(Überordnung von einer Gruppen)についてなされているものであり、集団支配原理の一の特殊な形態と 附論として論述している。(G. Simmel, Soziologie, Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung, 2 る社会形成 しての多数決の原理、すなわち多数者の少数者に対する支配(逆ピラミッド型の形態をとる) さてジンメルは多数決の問題を彼の社会学の主著「社会学」の第三章「上下関係」(Über-und Unterordnung) それは考究されねばならないものとされている。社会の形成・統一はもちろん、社会内のあらゆる集団の維持 社会あるいは集団の形成を可能ならしめる最も重要な機能を果すものが多数決という一の社会事象である。 (gesellschaftliche Formung od. Vergesellschaftung)の理論、すなわち社会と個人との根元的な関係 の立場からのみ究明しようとしているのではない。彼によれば支配関係以前の、より根本的な立場であ の原理がここでとりあ 本来相互に (特に支 の

最も顕著な手段の一であり、 絶対的 間 決はその外見的な単純さにもかかわらず、 集団の統 らされるであろう。 近代社会における諸集団のもつ集団的統一性は、 の対立抗争緊張の可能性の増大とのいちじるしくなった近代社会においては多数決が自明の原理として一般にうけ :な存在者である個人を相対的な存在者としての成員として社会もしくは集団のなかに組み入れ、 一性を実現していく一つの必然的な媒介原理として、多数決の原理は大なる社会的意味を有している。 それのもつ意味が絶対視される傾向にあるのも、 殊に個性の伸張発達が大であり従って成員の間の異質性の増大と、 成員間の対立抗争が遂には一様で斉一的な結果に変化してしまうところの 多数決の原理がもし否認されるならば、 むしろ当然のことと云えよう。逆にいえば近代社会及び 根本的に崩壊する危険にさ かくしてまた成員の 社会もしくは

理のこの二点に対する妥当根拠は、どこに求められるのであろうか。 な社会的機能を有しているものとされているが、しからばそれは何故、 社会学的観点から個人をして社会及び集団の成員たらしめ、社会形成を実現する一個の強力な媒介原理として重要 このように多数決の さらにより根本的に社会形成の原理 原理は、 ジンメルによって、 (社会と個人との媒介原理として)たり得るのであろうか。 第一に集団支配の一特殊形態という形で捉えられ、 集団支配の一変型として多数支配の原 つまり多数決原 第二により深 理 たり

て社会に存在し支配の一特殊形態として広く用いられている最大の理由は、 るのは、 ほどに等質的、 先ず第一の多数支配の原理としての多数決の妥当根拠については、 彼等の間の力関係は原則的に均衡を保っていると考えられているけれども、 多数者が少数者よりも強力であるという、 少数者を支配し強制しうる物理的勢力を有していると考えられる。 等量的であるが故に、 多数者がどのような形で決められ確定されようとも、 いわゆる力関係からする事実による。投票する個々人は平等であ 彼は次の如く考える。 勢力の直接的暴力的な衝突をさけ、 あるいはむしろ平等であり均 そもそも多数決 少数者が多数者に服従す 多数者はただ多数とい かゞ 経 所産とし 一衡を保

制をあらわしているのである。 シンボルは常に事実上の力関係を代表し、このシンボルによって代表される関係が少数者に課するところの服従の強 かくして投票は抽象的なシンボルの形で(多数票対少数票が何票対何票という形で)具体的な闘争の結果を予示し、 に従うのである。ここでは多数決の原理が、 に存する。 数や頭数を数えることによって争いの結果生ずるであろうところの事態をあらかじめ予測することができるという点 それ故、 少数者は彼等の現実的、 顕在的な抵抗が役に立たないであろうということを確信して多数の決定 いわゆる。力の支配の原理』によって基礎付けられているわけである。

G ジンメルの右の如き妥当根拠、すなわち、力の支配、という形での多数決原理の妥当根拠に対しては、 次の二

点が問題となるであろう。

少であれば、 大きくて少数者が抵抗を無益として諦めるほどに差が開いていることを必要とするのではない あてはまるものであろう。 まりこのような妥当根拠は、 票決が具体的な闘争の結果を予示し事実上の力関係に代替しうるためには、 少数者は多数者に対してただこの妥当根拠からだけでは、 決して無条件的に一義的な妥当根拠とはならず、 到底服従することにはならないであろう。 多数と少数との数の上の差が相当 大多数対小少数の場合にのみ、 か。 両者の差 が僅

一、票決に参加する各個人の力に著しい差異がある場合、 き量の差異よりも、 数を支配しうるという意味での 故であるか。また彼は一人で千票を投票できないのは何故か。その理由は、 数者よりも強力であるという保障はえられないだろう。 騎当千の如き者がいるとする。 質の差異がとりあげられ、これをめぐって問題が生じて来るのである。例えば個人のなかに "力の支配の原理" 彼の一票が単に一票としてのみ数えられ、 から導き出されない。 すなわち、この第二の問題では、 ただ単純に数の上で多数であるということが、 かくして単なる多数が有力であるとす 単に多数が必ず力において優越し少 一票以上として評価されないのは何 第一の 問題の 場合の 直 ちに

み可能なのである。 個人が何らかの意味で相互に大なる質的な差異を有していない、等質的な存在であるという条件の下においての る力関係を多数決原理の妥当根拠と見なすことは、 すべての個人が他のいずれの個人とも常に自由に代替しえられるような等質性を有していな 一般的に不可能であり、 そのことはただ、 票決に参加する全

朴ではあるが、 している諸個人の間のいかなる対立や相違にもかかわらず独自の形で存在し、 る実体的な意志ではないが、 数の声となって自己自身を顕現するに至った集団意志そのものである。集団意志(それは決して個人を離れて存在す と同様に集団意志に服従するのである。 数決が実はこの集団意志のあらわれであるからである。従って多数者もまた、 ありえないであろう。ところで少数者が多数決に服従するのは、 いる。もしかかる意志がないならば、本来完結的であり閉鎖的である個人が集合して社会や集団を形成することは、 その成員たる個々人に共通にもたれている社会を形成せんとする『集団意志』(Gruppenwille) が明らかにされるとみなしているのである。そもそも社会の形成すなわち社会の集団的統一とその統一的な存続は、 から多数決の原理を探求することによって、『多数決のより深い根拠』(tiefere Begründung der Überstimmung) 第二の社会形成の原理としての多数決の妥当根拠へと分析をより深めて行くのである。社会対個人の社会形成の側面 の少数の個人に対する支配)次元では、その妥当根拠を見出しえないということを示している。そこでG・ジンメルは、 する考え方、そしてそのような支配に多数決原理の妥当根拠を求める見解は、 多数決を多数の少数に対する間接的な力の支配 解決困難な問題に逢着せざるをえない。このことは多数決原理が個人対個人の支配関係 すべての人に共通に抱かれているという意味で超個人的意志と云える)は、 多数の声は、 (直接に頭を叩き割るよりも頭数を勘定する方が能率的である) 決して単なる多数個人の総和としての多数者の声ではない。 彼等が決して多数者に服従するのではなくして、 自己の決定に従うのではなく、 社会が存続するかぎり、 当然のことながら右のような二つの に根本的に依存して 個 (多数の 社会を構成 々 の成員の 個

数者を介して自己を顕現する可能性が大であると推察されるからである。これが多数決原理の第二のより深い妥当根 同様である。少数者と雖も、 うことであり、 拠であるとされている。ここで少数者が多数決に従うのは、 ならば集団意志は社会の成員個々人に共通の意志であり、この集団意志の共通性は何時も少数者を通してよりも、 立が生じ争いが起り解決が迫られた場合に、この集団意志は本来、常に多数の側に自己を顕現するものである。なぜ 時間的交替にかかわりなく存在しつづけるものと考えられる。そして社会の成員の間にある争点をめぐって意見の対 その社会の集団意志に服することは、 それは彼等が社会にのみ服従することを意味するのである。そしてこのことはまた多数者にとっても 彼等がある一定の社会の少数成員としてその社会に所属している以上、社会の形成に不 なんら異とするに足らないであろう。 多数の声を通して自己に与えられた集団意志の命令に従 多

会の集団意志という形での多数決原理を是認せんとするものであるが、これに対しても次の二点が問題とされている G・ジンメルによって提示された右の第二の妥当根拠は、 第一の妥当根拠である力の支配に対して、 より高次の社

の他我の了解の可能である範囲)にしか対応しえないものであり、そこに一定の限界が設定されなければならな 点である。そしてこの場合、多数によって代表せられる社会そのもの、多数意見によって自己を顕現する集団意 意志と無条件的に結びつきうるのであるか。この点はG・ジンメルも認めている如く、 多数ということの故に、 団意志の顕現であるという推定は、 ある意見が、 と云う条件付きで、 決して人間の生の全領域を包括する如き絶対的なものではなく、 ただその支持者の数が他の意見の支持者の数よりも多数であるという理由からだけで、 はじめてその存在が認められるところのものである。 何故集団意志を代表し、人々が社会の成員としてそれに服さねばならないところの 科学的次元においては全く証明できぬドグマではないか。 生の一部の領域 多数決原理の決定的な難 (最大限度において個人 すなわち、 そ n が集

解することのできぬ(unversöhnlich)難問である。 て集団意志に従う以上、 少数者はただ単に、 ないという悲劇的な二元論的対立を生む。そしてそれは経験的には屢々調和せしめられるが、 会や集団の成員としては多数者と全く同じ程度に共同の支持者となって、決定事項に対する責任を負わねばなら のである。このことは、 つまりそうした消極的な意味においてばかりでなく、彼等がたとえ少数者であっても社会または集団の成員とし 多数決原理の妥当根拠を集団意志に求める場合、 彼等の確信や意見が彼等に反対する多数勢力によって否定され無効にされるばかりでなく、 彼等の当面の意志や確信に反して決定されたところに積極的に参加しなければならない 少数者が自己の意志に反して決定された事項に対して、個人としては反対しながらも社 さらに次の如き難点が生ずるのである。 すなわち此の場合、 原理的には到底和

的に移行するのである。 設けられているということである。 件乃至制約の下においてのみ相対的に妥当するものであり、従ってそれの適用には、 ことを裏返して云えば、 らこれを考察しても、 そこで究極的に明らかにされたことは、 多数決原理について特にその妥当根拠をめぐってなされたG・ジンメルの所説の要約は、 かく考えてくると、多数決原理の妥当根拠についての考察は、やがてそれのもつ限界性をめぐる問題へと必然 決して一義的・絶対的な妥当根拠を有していないという極めて平凡なことがらであった。 しばしば云われているように多数決原理が相対主義に立脚しており、それが一定の社会的条 (例えば 多数決の原理は支配の観点からも、 Ħ Kelsen, Vom Wesen und Wert der Demokratie, 2 Aufl. 1929 更に一歩つきすすんで社会形成の観点か 常に必ず一定の本来的な限界が ほぼ以上の如くであるが、

Ξ

れについての概括的な一般論を展開してみよう。

一、多数決原理の適用される社会的範囲の限界性をめぐる問

題

多数決原理による決定事項内容の限界性をめぐる問

ければならないであろう。 する(正確には投票しうる)個々人は少なくとも事、 問題に対して一応の解答を与えているようである 文化及び言語を共同にする相対的に同種の社会の範囲を限度とするものであるというケルゼンの見解は、 すること、そしてその限界が抽象的には人々の間で彼等の意志の疎通しうる範囲を超えるものではなく、 存在としての基本的な共通性が存在している状態を予想しなければならないからである。 同質的なものとなっていることを現わしており、 と代置しえられる関係において成立するのであるが、 いているのであるが、 そこで先ず第 <u>ー</u>の 問題から述べる。 そのためには彼等が既に共通の社会的文化圏に所属しているという事実を何よりも前提としな 何となれば多数決の原理は、 多数決原理が そこには既に彼等の間に思惟・感情・ (ケルゼン、 投票に関するかぎり全く平等であり対等であるという原則に基づ 適用される社会的範囲 この関係は彼等の存在がこのような等量化を可能にするような 各個人が相互に自由に他と代替できうるような、 前掲書)。 すなわち多数決の原理は、 には流動 的ではあるが常に一 意欲の総じては人間の社会的 前述の 定 如く、 この 具体的 一以って他 0 限 第 投票 が

度 域に 気付かない 0 知することが必要である。 多数決原理が適用されるためには、 共通性を分有し、 数決原理が かぎり、 (最小限度ではただ一つ 適用されうる範囲、 彼等の間で各人が相互に平等な立場を認め合うという態度は生じて来ないからである。 且つ主観的にこの共通性を意識し認知しているような社会又は集団に限定される。 何となれば、 0) す さらに一定の人々の間に存在するかかる客観的な共通性の事実を彼等 領域から、 なわちそれが妥当しうる範囲 たとえ事実としての共通性が客観的に存在していても、 最大限度では生の殆んどの領域に至る幅を含んで) は、 その範囲 内のすべての 個 人が この 生の 客観的に 事実に この 主要な諸 この が 相当 人 意識 範 々

貢献しないどころか、 になるが)、その結果は、 は集団的状況の下において、 この限界を無視して未だ十分に客観的な共通性の事実と主観的な自覚が成熟していないような社会的状況、 反って意志決定を阻害しそれを無効にするような分裂をひきおこし、 多数決による決定がもはや社会または集団の真の意志決定とはならず、それの成立に何ら 多数決の原理が社会や集団の意志決定に適用されるならば(この場合は強行されること 多数と少数とが潜在的に 叉

相互に離反し合い闘争するといった状態を生起せしめるであろう。

における多数決」日本法哲学会編「多数決原理」所収の論文参照)。かくして多数決の原理は、 等を同質的な社会的存在たらしめている文化の共通性の事実と意識とが決定因素であると一般に論ぜられてきている。 その範囲 用であるかの如く思われるかもしれない。 で拡大されるに至り、 域を超えて国際社会にまで拡大せんとする勢いを示している。これに随伴して、多数決原理の適用される社会的範囲 そしてそれはそれで十分に正しい一般論であるが、その上でなお一、二の問題が提起される。 くらかの条件や限定が附せられるにしても、 文化の共通性は社会の開放化・近代化の進展とともにより広い社会の範囲に及んで、今や民族社会や国民社: このように多数決原理の妥当する社会的範囲の限界については、 は無限界であると云っても過言ではない。 現実には国際連合のレベルにまで、つまり全世界的な範囲にまで及びつつある(一又正雄 もはやその適用範囲について具体的に社会的地域の限界を論議することは、 世界社会をその妥当範囲として包括するに至った多数決の原理は、 とにかく原則的・原理的には、 ケルゼンなどの指摘している如く、 それが適用される範囲は世界社会に 実際にその運用にあたっては 般論としては 人々の間 「国際社会 一会の領 に彼

ば け 現代社会における文化の共通性は、 れども問題は、 な性質の極めて強いものである。いわば、 それを支えている共通性の内容にかかわって生じてくるのである。 人々の間の形式的外面的な劃一性を中心としており、 それは外部から強いられた共通性であり、人々の間に真に内面的な意 紙数の都合上、 それは所謂 要約して云え "形式合理

プ 原理の に 運用が、 12 現代社会の大衆社会的状況の下においては、 志疎通を可能にするようなものとは、 ということが強弁できさえすれば、 な社会的状勢は、 る共通性は、 Ü は おいても、 1 チによるべきであるか。これが多数決原理の適用される社会的範囲の限界性をめぐる問題である。 「濫用」 今日の議会などに見られはしないか。形式合理的な多数決原理を本来の実質合理的な多数決原理に引き戻す か なる具体的方法が必要なのであるか。この点に社会学が貢献できるとしたら、 これを容易に見出しがたいし、 云うまでもなく具体的個別的 が無制限にその適用範囲を広めつつあるように思われる。 実質合理的な多数決原理の適用範囲を益々狭めるわけである。そしてそこには形式合理的な多数決 頭数を忠実に数えることさえも無視し忘れるような超形式合理的な多数決原理の 凡そ程遠い性質のものである。 な他我の領解把捉を基礎とする共同体的等質性を中心とするもの 又ますます見出し難くなる傾向すらもうかがわれるのである。 かかる共通性は、 国際社会のレベルにおいては勿論、 人々の間に真に内面的な意志の疎通を可能 形式さえととのえれば、 それは ŀ١ 或い かなる現実的なア 国内社会の諸次元 はととのえた このよう であるが 配にす

四

で一括して理論的に整序することは、 的な考察を試みてみよう。 の重要性が減退していって、 れている事項の内容を系列化し組織化することは可能である。 や社会が は社会の全成員あるいは少なくとも大多数の成員にとってきわめて重要な意味内容を有している事項から、 次に多数決原理に 直面している問題によって種々様々である。 よる決定事項内容の限界性をめぐる問題について、 多数決原理によって決定される事項の内容自体は、勿論時代により社会により、 比較的軽微な意味しか有っていないような些細な事柄にいたるまで重要性の軽重の種 全く不可能であるというほかはない。 従ってこれらを具体的な事実のレベ すなわち相対的な意味においてではあるが、 第一の適用範囲の限界性の場合と同様に概括 しかしながら、 別の角度から決定を迫ら ルにおいてそのままの あるいは集 集団もし 漸次そ

この らみて明らかにその末端を形成する一小部分にすぎないような、 決定されようとも、 行なう慰安の小旅行についてその行先や方法をどうするかといった問題がある。 とって甚だ重要な意味を有するものである如く、 労委の斡旋案を吞むか否かといった緊迫した情況にある時、 なる段階が存在しており、 連続体 両極の中間に、 そして他方の極には、 . つ 一方の 種々その重要度を異にする決定事項が存在する。 極には、 般に彼等にとって大した意味を有するものではない。 各段階が一の連続体 例えば長期にわたる骨身をけずるようなストライキを続行してきた労働組合が、 例えば気の合った友人同士が彼等の本務とはかかわりなく、 (continuum) その決定が集団又は社会成員の生活の根本にふれるような重大な問 諾否の決定権をもつ組合執行委員会の議題は全組合員に を構成していると見做すことは可能であろう。 いわばとるに足らぬ小事であるからである。そして 何故ならばその決定が成員の生活全体か それらが多数決によってどのように 週末や休日を利用して そして 今や中

おり、 ある。 要な意味をもつことも少なくないであろう。 対象となる以上、たとえその結果が全員一致になろうとも、屢々それは人々によって主観的に且つ一時的には相当に重 る重大な問題との連関においては重要な意味をもちうるであろう。 る時には、 からば多数決による決定事項は、 (もとより決定される事項そのもの それはとにかく決定される事項の内容が些細なものとなればなるほど、それに関する限界の問題を特にとりあ 表面にあらわれた瑣末な事項それ自体は、 それの一つの ば か 事柄 りの は簡単ではなくなって重要性をおびてくるのである。 変更や修正を加えるか否か "あらわれ"として瑣末な事項が決定の対象として提起されることもありうるのである。 かかる連続体の一方の極である瑣末な事項についてはここで特に問わないとし がいかに瑣末であるとはいっても、 あるいは又、 の問題も、 客観的にいかなる些細なことがらであろうとも、 その底流にある新旧 当該事項の背後に客観的且つ恒久的に重大な問題 例えば平凡な年中行事(講など)の後の会食の仕方 この点に関しては他の機会に詳論する予定で 少なくともある一定の人 上下 老若の深刻な対立と結びつ その背後に 々 の間で票決 カジ 横 潜 か んで かる

げて論議する意味は弱小化する)、 のである 可能なる事柄である。 如く理論的に究極の妥当根拠をもたぬ多数決原理のなす能わざるところであり、 多数決による決定事項の範囲は、 自由に直接 存在自体・人間 まさしく非人道的な暴力的行為であると断ぜざるをえない。 超えがたき限界が存在しているようである。すなわち人間が社会や集団の一成員として社会や集団を構成している いずれに対しても、 人間が人間である以上、何人といえども有する人格の独自性(それは社会学的には『他我の領解』を超えた領 (他我の領解については、 それを票決の対象とすることができるのであろうか。社会や集団にとって最も重要な意味をもつ事柄のそ 一もって他と代置することの全く不可能な、 かかわることがらを含む) の厳粛な本質に直接関係する事柄 これを無制限に多数決による決定の対象事項とすることが可能であろうか。 もしそれが人間存在のこのような深奥の部分にまで立ち入って適用されるのであれば、 臼井二尚「社会学論集」 あくまでも他我の領解の可能な範囲内での最重要な事項にまでとどめられるべきも 他方の極である最重要な事柄については全く無制限に、 は、 本来多数決による決定事項の限界の彼岸 (それは生命の尊重にはじまって信仰の自由、 第四章「他我の領解」の項参照)。 最も深い個性の領域のもつ独自性である) 多数決原理にとってそれの適用の不 (Jenseits) それを超えることは、 その限界を一切考慮する その他基本的人権 にあるものであり、 そこにもやはり一 を内容とする人間 それ 前述 は

犯罪に対する客観的に十分な確証がなく、 れる多数決原理に基づく死刑の判決・執行は、 か 何となれば死刑はまさに人間の存在それ自体(人間の厳粛な本質を含む)を抹消する重大事であるからである。 かる点からも "疑わしきは罰せず" 又一方犯罪行為の遂行を自ら否定する容疑者に対して、 という法の言葉は、 これまでの多数決原理の考察からすれば、 法の至言として文字通り遵守されなければならな どうしても納得され難いところで 定数の裁判官の間で行な

多数決による決定事項の のように人間存在自体に直接関係する事項 限 界を超えた彼岸の事柄に属するが、 (他我の領解を超えた人格の最奥の独自性に このことと関連して人間存在自体に直接にではなくと かかわる事 丏 は

客観的に十分認められるような事柄、 も間接にでも密接に関係する事柄、 を必要とする。それらは、 的には直接的であると科学的に判断される傾向のある事項については、多数決原理は特に十分慎重に適用されること わば此岸 (Diesseits) の極限にある事項ということができるからである。 いわば多数決による重要決定事項の限界のぎりぎりのところに位置する性質の事項であり、 あるいは現在は間接的ではあっても近い将来において直接的となりうる可能性が さらには表見的には間接的であっても又はそのように見えても、 内面

五

簡単な説明を加えておくこととする。 には、現実には種々雑多な形態がある。つまり抽象的には、 してみても反って無意味である。これまでと同様、 *多数*がありうるし、又存在もするのである。これらの一々を分析することは至難の業であり、 最後に多数決の方法・手続上の諸類型についてふれておこう。多数決原理を適用して行なう具体的な票決の手続き 一般論として次の四種の基本類型を提示して、 ただ一語でつきる『多数』も、 具体的現実的には種 その各々について すべてを単に記述 々の

、概括多数的多数決

一、相対多数的多数決

四、絶対条件的多数決三、絶対多数的多数決

動作 余地を残さない)によるものであり、最もルーズな方法としては議長や司会者の〝目の子算式計算乃至推定〞 このうち、 (それは文字その他によって投票の結果が客観的形象として明確な形で残存し、 第一の形態は最も素朴な単純な方法であり、票決の形式は拍手や挙手などの如き一時的な身振りなどの 科学的に再検討し再確認しうる か更に

文字通り全体の大多数であって、

全体のなかの単なる多数ではない。

け適用されうるものであって、 は漠然たる主観的判断だけに依存するものがある。この形態は、 その範囲を超えた大集団又は社会には適用されえない。 群集の如く空間的に一カ所に集合している集団に

む多数に至るまで幅広く分散し、 分の一・何千万分の一の如く)一票は依然として絶対的な意味をもちつづけるのである。 数との区別を決定するのに最小限度必要な一票が全投票数に対してどれほど小なる割合となろうとも の絶対数が増加しようとも、 の多数を以って無条件に成立するところのものである。最小限度において二対一の場合から、 ついで比較的ルーズな形式をとる方法である。 第二の形態は、 多数は少数に対して一票という僅少差の多数から、 最も一般的な方法をとるものであり、この場合の多数とは要するに少数に対して原則的に一票以上 常に多数と少数との差が最小限度一票であれば有効であるが如き形式である。 ただ相対的に多数というだけで何らの制限も加わらないという点で、 莫大な数の差 (例えば数万とか数十万という大差) 換言すればこの種の形態 いかほど多数及び少数 (例えば何百万 第一の形態に 多数と少

半数を意味する。 定しているというべきであろう。第二の形態よりも厳密な意味をこの場合の多数がもつことは云うまでもない。 それぞれの過半数であるというその大きさは常に相対的に一定しており、この点、 りも高度であり、 条件が附加されることによって過半数以上の大多数となるのである。 わゆる大多数であって、 第三の形態も第二の形態についで比較的一般的な方法である。この場合の多数とはいうまでもなく、 最後に第四の形態における多数は、 多数がこのように全体の過半数であるという意味において、 特に第一と第二の形態にみられる如き、 実際には例えば全投票数の三分の二とか四分の三とか五分の四などというように、 過半数以上にさらになお種々の条件附でより一層多数であることを必要とする、 いわばルーズな意味での漠然たる多数や僅少差の多数では 多数のもつ多数性は、 それは全体の数の増減にかかわりなく、 多数が全体に対してもつ意味は安 前 の三つの形態の場合よ 投票全数の過 種々の

さて以上の如き四種 の基本形態は、 前述の第一の問題点、すなわち多数決原理の適用範囲の限界性及び第二の問題

てもはや詳細に論述する紙数を有しないから、 すなわち多数決原理による決定事項内容の限界性と、 経験的事実を対象とする実証的研究への一つの理論的仮設として、二 どのように原理的に関連するのであろうか。この点につい

の関連が考えられることを次に提示するにとどめておく。

場においては、 ど決定方法はルーズでよく、共通性が小なれば小なるほど、決定方法は厳密であることを必要とするのであって、 の関係の混乱は時に社会的緊張や対立を深める因素となる。共通性が少なく差異の著しい多数と少数との間の票決の の意志の疎通 の仮設は、 第四の形態による方法が社会の集団的統一性の見地からは最も望ましいのである。 この四種の基本形態の第一から第四への順序と、多数決原理の適用範囲の限界を規定する人々の間 - 共通性の大小との間には逆比例の関係が見出されるということである。 共通性が大であればあるほ

運命を決するような重要事項が、 そしてこの関係が破壊せられる時、 第 顕在的にか潜在的にか社会的不安と緊張の状態が生起しやすいのである。 の概括多数的多数決の方法で議会を通過するが如きケースは、 この関係を破壊 国家

の順序と、多数決原理による決定事項内容の重要度との間には正比例の関係が理論的に認められるということである。

第二に明らかなことは、この四種の基本形態の第一から第四へと進む多数を決定する方法のルーズさから厳密さへ

するものであることはいうまでもないであろう。 (一九六六・二・三)

(筆者)「京都大学文学部〔社会学〕教授)

the mother-goddess, which are comparable to those excavated in other parts of the world.

Dogū as primitive clay sculpture is usually expressed in a very grotesque and cubistic style. Although the primary meaning of Dogū is the transcendental religious deity, it often bears a naive loveliness and somewhat concrete naturalistic appearance; namely the style of Dogū is both abstract and concrete even if it shows regional variations.

There is a clear indication of the abstract style mainly as a result of the primitive technique. On the other hand, the extremely naive naturalistic style of Dogū can best be represented by the expression of the pregnant figure and the erotic feminine nude. There are two distinct aspects of the primitive abstract, one the means to express religious transcendence and the other, the lack of technique.

The style in primitive sculpture, especially in the case of Dogū, is akin to abstract, but this pseudo abstract style is sometimes due to its primitive technique. The primitiveness in archaic art so often akin to abstract, but it is not said that there is no will to model the sculpture as concrete and naturalistic, even though it is too naive. Clearly, there was the will to express the object realistically, but primitive people did not have enough excellent techniques to express the object naturalistically, because they lacked the knowledge and ability to recognize a natural object as it really was. For instance, the primitive cavepaintings of the Altamira Bison and the human figures in Africa are expressed in a vitalistic and naturalistic style, but if we compare them with the classics of Greece or the Far East, they are still primitive.

Thus, as a conclusion, the abstract style in art does not always mean that it is primitive nor the concrete style depict the naturalism of classic art. Therefore, the style of primitive archaic art must be treated as a primitive entity.

Majority Rule as a Social Fact

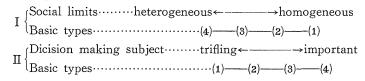
by Yoshisuke Ikeda

The present paper aims at clarifying the sociological meaning of the majority rule which has been studied by G. Simmel, H. Kelsen and R. M.

MacIver. For this purpose, the following three problems are examined.

- The fundamental bases of majority rule. According to G. Simmel, the fundamental bases of the majority rule are founded not only in the power relation between majority and minority, but also in the essential relation between society and individual. However, these two bases are not the valid ground for the majority rule in the last analysis.
- The social conditions of majority rule. One of social conditions is the
 matter of social limits which H. Kelsen suggested, in terms of his
 cultural community theory. And the other main condition is the matter
 of decision making subject.
- 3. Basic types of majority rule. Corresponding to the social conditions, majority rule can be classified into the following four large types in theory; (1) an external rough majority, (2) a relative majority, (3) an absolute majority in the relative sense or average plurality, and (4) an absolute majority in the absolute sense or rigid plurality.

In short, two frames of reference are taken out from above 2 and 3 problems. Diagrammatizing them, as follows;



Buddhist Philosophical Schools on the Problem of Existence and Knowledge-Chapter 1: Sarvāstivāda

By Yuichi Kajiyama

The author tries to explain different philosophical attitudes of the four Buddhist schools from the standpoint of epistemology. Indian historians classify epistemology into two radically opposing theories, though not without subdivisions: $nir\bar{a}k\bar{a}rajn\bar{a}nav\bar{a}da$ —the theory that knowledge cognizes only the form of an external object, and $s\bar{a}k\bar{a}rajn\bar{a}nav\bar{a}da$ —the theory that knowledge cognizes only its own representation. The Sarvāstivādin as a realist insisted on the former view. Starting from this basic distinction, the author